令和5年度第2回東久留米市子ども・子育て会議 会議録(全文筆記)

開催日時

令和5年9月28日(木) 午後7時00分~午後8時30分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 佐々木香委員 小野寺桃子委員 蒔田春香委員 沢西欣哉委員 橋本脩委員 田中明美委員 池邊照彦委員 森山健史委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、子ども家庭部主幹、 児童青少年課主査、児童青少年係長、子ども家庭支援センター主査、施設給付 係長、保育・幼稚園係長、子ども政策担当主査、子育て支援課係員1名
- (3) オブザーバー (コンサルティング) 株式会社創建

欠席者の氏名

波田桃子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介・事務局紹介
- 5 会長・副会長の互選
- 6 市長諮問
- 7 子ども・子育て会議について
- 8 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票(令和5年度版) (案) について
- 9 東久留米市こども家庭センター開設計画(素案)について
- 10 その他
- 11 閉会

1 開会

• 事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回東久留米市子ども・子

育て会議を開催いたします。本日は、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日、会長が決定し、市長の諮問が行われるまでの間、事務局が進行役を勤めます。よろしくお願いいたします。それでは着席にて進行させていただきます。

本日の会議開催にあたり、〇〇委員からは欠席のご連絡をいただいております。また、〇 〇委員におかれましては、少し遅れてのご出席になる旨、ご連絡をいただいております。本 日は、委員の半数以上の方が出席されておりますので、東久留米市子ども・子育て会議条例 第6条の規定により、会議は成立しております。

また、本会議においては、会議録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。会議録につきましては、原則全文筆記とし、発言者の名前については、特定の場合を除き、会長、副会長は「会長」「副会長」という役職名、各委員は個人名を記さず「委員」、事務局は「事務局」という形で表記させていただきます。

会議録は作成次第、各委員に内容のご確認をお願いすることになりますので、よろしくお 願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

2 委嘱書の交付

• 事務局

次第2「委嘱書の交付」でございます。市長より東久留米市子ども・子育て会議委員の委嘱を行います。委員の任期は、東久留米市子ども・子育て会議条例により、2年と定められております。今いらっしゃいます皆様方は、令和5年8月28日から令和7年8月27日までの2年間が任期となります。

それでは、○○様より時計回りに委嘱書を交付いたします。

【委嘱書交付】

• 事務局

以上の方につきまして、東久留米市子ども・子育て会議委員として、市長から委嘱されま した。何卒よろしくお願いいたします。

なお、本日欠席されました○○委員、またこれから出席されます○○委員につきましては、別途委嘱書を交付させていただきます。

3 市長挨拶

• 事務局

続きまして、次第3「市長挨拶」でございます。市長より皆様にご挨拶申し上げます。市 長、お願いいたします。

・市長

改めまして、皆さんこんばんは。東久留米市長の富田と申します。皆様方におかれましては大変お忙しい中、令和5年度第2回東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして、

誠にありがとうございます。

また、今回お引き受けいただきましたこと、重ねて感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

本会議は、子ども・子育て支援法第 72 条第1項及び第3項の規定に基づき、設置された合議制の機関となります。これまでこの会議では、市町村子ども・子育て支援事業計画や、特定教育保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定について、諮問させていただき、委員の皆様方から慎重なご審議をいただいてきたところでございます。

今般新たに委嘱をさせていただきました皆様方は、学識経験者の方々、また子育て支援施設を利用するお子様の保護者の方々、また認可保育所・幼稚園・家庭的保育施設を運営されている方々、そして子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員と、公募をいただきました市民の方々によって、構成されております。今後2年間という長期間に渡り、お願いをさせていただくことになります。

そして、今後、皆様に子ども・子育て支援に係る様々な案件について、ご審議いただくことになるわけですが、それぞれのお立場、またこれまでのご経験を踏まえて、どうぞ活発なご意見を頂戴できれば、幸いに存じます。

子どもを取り巻く環境、国、東京都はじめ、動きも早い中にあります。私ども東久留米市といたしましても、子どもたちがより健やかに、未来に希望を持てる、そういった地域社会をつくるために、力を尽くして参りたいと思いますので、どうぞ2年間、皆様方の貴重なご意見を賜ればと思います。よろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

4 委員自己紹介・事務局紹介

• 事務局

市長、ありがとうございました。続きまして、次第4「委員自己紹介・事務局紹介」でございます。まず、ただいま市長より委嘱させていただきました委員の皆様より、自己紹介とご挨拶をいただきたいと思います。それでは、〇〇委員をはじめに、時計回りでよろしくお願いいたします。

委員

○○と申します。上の原さくら保育園に一人子どもが通っておりまして、第六小学校に2年生のお兄ちゃんが通っております。今回はこういう席で少し緊張しているんですけれども、諸々考えながら意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

・委員

○○と申します。今、1歳と3歳の男の子を育ております。上の子は久留米神明幼稚園の年少さんです。子どもを生む前は、私も保育園や幼稚園、ベビーシッターなど子どもと関わる仕事をしていたのですが、実際に自分で産んでみると、お仕事で関わっていたような上手な子育てができず、自分も日々いっぱいいっぱいで、子ども家庭支援センターや児童館等をたくさん利用させていただいて、何とか頑張って子育てしているところです。緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

初めまして。〇〇と申します。東久留米で生まれ育ちました。家族構成は妻と、娘が2人おります。長女は5歳で、幼稚園年中。次女は2歳半で、保育園に通っております。子育てに関しては、4年前長女が赤ちゃんだったときに、オムツを取り替える際、私が妻に手伝うよと言ったんです。そしたら妻の逆鱗に触れてしまいました。手伝うよじゃなくて一緒にやるでしょう、と言われてしまいまして、それ以来、妻に対する恐怖心も芽生えてしまいました。私もやらなきゃということで、二人三脚ではないですけれども、今は毎朝、子どもたちのお着替えだとか、送り迎え等をやっております。子育てに関して専門的な知識は全くございませんが、子どもがおりますので、親の目線として、微力ではございますけれども、意見、コメント等申し上げられたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

落合幼稚園の園長代理をしております、○○と申します。よろしくお願いいたします。今回、任期としては2回目、再任ということで、過去の状況もある程度、認識ができるようになった状況ですので、その変化をいかせればと思っております。自分自身も、1歳8ヶ月と、3歳と、6歳の子育てをしている父親としても、率直な意見を、お伝えさせていただき、それによって嫌な思いをされることもあるかとは思いますが、この会が有意義な時間になればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・委員

前期に引き続き、委員を務めさせていただきます、東久留米市立ひばり保育園の園長をしております、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。東久留米で育つお子さんたちに、色々な立場から関わられる方々のお話や、貴重なご意見を聞ける学びの場に、すごくなったな、と前期も思いましたので、今期もしっかり務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

中央町で家庭保育室をやらせていただいております、〇〇と申します。義務教育を東久留 米で受けさせていただき、二十歳まで東久留米の前沢の方で生活をしておりました。

その後、就職が埼玉の方だったので、そちらにしばらく移住しておりましたが、小さな保育園を作りたいという子どもの頃からの夢を叶えるために、いろんな市を回ったんですけれども、なんと東久留米市だけは、お願いしますと言って下さったので、それをきっかけに、東久留米に恩返しをしようとやって参りまして、そこから10年が経ちました。

夢を叶えて今年で10年目、思っていた、壁のない、保護者との温かい繋がりが実現できたような保育園をコツコツ作って、一生懸命やってきて良かったなとか、東久留米が受け入れて下さって本当に良かったなと、日々、市に感謝してるような状態です。義務教育でたくさんの楽しいことを学ばせていただいて、少しでも子どもたちに恩返しができたら、私の夢は100%叶う、あと何点かな、というところまで来ているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。公益財団法人東京YMCAに勤務しておりまして、現在は児童館、学童クラブ、高齢者の方々が、3世代で交流できる施設の方で、勤務をしております。私は専門が健康教育ということで、健康運動指導士という資格で色々やっておりますけれども、その他に、放課後児童支援員、それから社会教育主事でもありますので、複合的に子どもたちの成長や子育てに関して、色々とお伝えすることが出来れば良いかな、と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

皆さん、こんばんは。○○でございます。皆さんのお手元にありますこの黄色いファイル、この歴史と共に、私はずっとこの子育て会議におります。この子育て会議を発足した平成25年から、もう11年目に突入しているところです。ここにいる、役所の方の誰よりも長く、この場にいるということになります。

本職は、知的障害者のスポーツを日本で統括している団体の会長をしております。また、 障害教育、または学校保健、国際保健ということで、大学の方では保健の授業を中心に行っ ております。 2年間、皆さんと活発なご意見を交わしていきたいと思っておりますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

委員

本市教育委員会統括指導主事の〇〇と申します。本市小学校は12校、中学校は7校ございまして、そちらを所管しております。

本市も、不登校ですとか、いじめ等の問題がございまして、そういった場合には教育委員会からスクールソーシャルワーカーという心理職が家庭に訪問等しているところでございますが、やはり子どもの支援は出来ても、なかなか家庭の支援までは出来ないというところで、児童相談所様や子ども家庭支援センター様と、日々連携をさせていただいているところでございます。そういったご縁で、この席に今回も出席させていただきます。

再任ということでございますが、今年度からこの職に着任いたしましたので、まだまだ若 輩でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員

こんばんは。○○と申します。私も再任ということで、一応4期目になりますので、長くお世話になっているな、という感じです。私も東久留米でずっと子育てをして参りまして、子どもが24、22、20歳と、3人おります。皆様方、お子さんが小さいということで、大変だろうなと思ってお話を伺っておりました。私も今から子育てをしたら、もっと良い子育てが出来るんじゃないか、と思うこともよくあるんですけれども、自分の子どもが小さかった時よりも、社会も環境も変わっておりますし、子どもたちの状況も様々変わっております。

本当に微力ではありますけれども、また会の力に少しでもなれたらいいな、と思っております。よろしくお願いいたします。

今、○○委員がいらっしゃいましたので、先に市長より委嘱の方をさせていただきまして、 ご挨拶いただきたいと思いますので、市長よろしくお願いいたします。

【委嘱書交付】

委員

こんばんは。○○と申します。私も再任なんですけれども、市内では消防少年団の副団長をしております。息子はもう21歳になってしまったんですけれども、まだまだ小学生の子どもたちと関わって、色んな活動をしております。

東久留米市内で、明るく楽しく子どもたちが元気な声を発せられるようなまちづくりや、 子どもたちが遊べる場所についてなどを、こういうところで話し合って決めて下さっている ので、だんだん子どもたちも住みやすい、遊びやすい地域になってきていると思います。

私も微力ながら、皆さんと話し合いながらご協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

• 事務局

委員の皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局から一言ずつ自己紹介をさせていただきます。

・子ども家庭部長

委員の皆様、改めまして、こんばんは。子ども家庭部長の功刀と申します。本日は大変お忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

• 児童青少年課長

こんばんは。子ども家庭部児童青少年課の弓削と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

・子ども家庭部主幹

こんばんは。こども家庭部主幹の傅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

・子ども政策担当主査

こんばんは。子育て支援課子ども政策担当主査の飯田と申します。よろしくお願いいたします。

·保育幼稚園係長

こんばんは。子育て支援課保育幼稚園係長をしております、桜井と申します。よろしくお願いいたします。

• 施設給付係長

こんばんは。子育て支援課施設給付係長をしております、白鳥と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

• 児童青少年係長

こんばんは。児童青少年課児童青少年係長をしております、石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

・こども家庭センター準備担当主査

こんばんは。児童青少年課こども家庭センター準備担当主査をしております、宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

・子ども家庭支援センター主査

こんばんは。児童青少年課子ども家庭支援センター主査の斉藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

• 事務局

計画の策定について、コンサルティングの方に参加していただいておりますので、ご挨拶、お願いいたします。

• コンサルティング

○○と申します。よろしくお願いいたします。

• 事務局

事務局の庶務につきましては、子育て支援課の職員が中心となって行わせていただきます ので、皆様方よろしくお願いいたします。

5 会長・副会長の互選

• 事務局

続きまして、次第5「会長・副会長の互選」でございます。東久留米市子ども・子育て会議条例第5条により、会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選することとなっております。まず、会長につきましてご推薦があれば、挙手をお願いいたします。

委員

会長につきましては、○○委員を推薦したいと思っております。○○委員は、先ほどの紹介でもありましたけれども、この子ども・子育て会議を開始当初から牽引していただいておりますし、前期の会長ということもございますので、この子ども・子育て会議をスムーズに進行していただくのに、一番ふさわしい方かと思っておりますので、推薦をいたします。

その他にはございませんでしょうか。ただいま○○委員より、○○委員を会長にとのご推薦がございましたが、皆様ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、皆様にご承認いただけたということで、○○委員に会長をお願いいたします。 よろしくお願い申し上げます。

次に、副会長についてご推薦があればお願いいたします。

会長

前期に、私と一緒にこの会議を引っ張っていただきました○○委員に、引き続き一緒に会を進めていただければと思いますので、皆さんのご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

• 事務局

その他にはございませんでしょうか。ただいま会長より、○○委員を副会長にとのご推薦がありましたが、異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、皆様にご承認いただけたということで、○○委員に副会長をお願いいたします。 よろしくお願い申し上げます。

それでは会長、副会長は、それぞれ会長席、副会長席へお移りいただきますよう、お願い いたします。

会長、副会長が決まりましたので、ここで会長、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

• 副会長

改めまして、副会長を仰せつかりました○○です。皆様と会議がスムーズに進行できるようにして行きたいと思いますので、どうぞご協力お願いいたします。

会長

○○でございます。今回、新規の委員の方が3分の1いらっしゃいます。再任の方が3分の2ということで、何をもってちょうどいいかは分かりませんけれども、いいバランスなのかなと思っております。

新たに委員になられた方は、こんなこと言っていいのかなとかそんなこと思わないで、皆さんが推薦されたそれぞれの立場から、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、なかなか我々よりも多い役所の方がたくさんおられて、なかなか話しづらいかも知れませんけれども、その内慣れると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

会長、副会長、ありがとうございました

6 市長諮問

• 事務局

次に次第6「市長諮問」に移らせていただきます。市長より、東久留米市子ども・子育て 会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に諮問をいたします。

• 市長

令和5年9月28日、東久留米市子ども・子育て会議会長〇〇殿、東久留米市長富田竜馬。 諮問書。子ども・子育て支援法及び東久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記1 子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定 について。

2 子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定について。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

• 事務局

市長、会長、ありがとうございました。市長はこの後他の公務がございますので、ここで 退席させていただきます。

• 市長

すみません。これで失礼させていただきますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

• 事務局

ここから議事進行を会長に引継ぎいたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

会長

それではここから議事の次第に沿って、進めさせていただきます。本日も何点か議題がございます。もとより慎重審議を妨げるものではございませんが、皆様の忌憚のないご意見、また円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは事務局にお尋ねします。本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

• 事務局

いらっしゃいます。

会長

本日、この会議に対して傍聴を希望されてる方がいらっしゃいますので、これを許可いたします。入場をお願いいたします。

傍聴の方は着席されましたので、事務局の方から配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております、傍聴人の遵守事項を留意していただきまして、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと等の事項をお守りいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局よろしくお願いいたします。

事務局

それでは事務局より、配付資料についてご確認をさせていただきます。まず、事前に配付させていただきました資料は7点となります。

- 資料1 東久留米市子ども・子育て会議条例及び運用基準
- 資料2 東久留米市子ども・子育て会議 これまでの議事内容(平成31年度以降)
- 資料4 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査表(就学前児童保護者用) (案)
- 資料 5 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査表(就学児童保護者用) (案)
- 資料6 東久留米市子ども・子育て支援事業一覧
- 資料7 東久留米市子こども家庭センター開設計画 (素案)
- 資料8 東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画(令和 5年8月改訂)でございます。

なお、資料4、資料5、資料6につきましては、事前配付したものに一部修正がございま したので、本日改めて委員の皆様に修正版を配付させていただいております。事前配付資料 については以上でございます。

続きまして、本日新たに配付いたしました資料は1点でございます。

資料3 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿でございます。

配付資料の確認については以上でございます。

また、諮問書について補足させていただきます。本諮問は、委員改選時に行っておりまして、前期の初回でも同様の諮問がございました。内容といたしましては、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の利用定員の設定について、委員の皆様からご意見をいただくものですが、本日の会議では、特に会議に諮るものはございません。

次回以降の会議において、議題となる際にはよろしくお願いいたします。資料の確認は以上となります。

会長

ありがとうございます。事務局から資料等についてご説明がありましたが、お手元いかがでしょうか。もし不足があれば、その都度手を挙げていただければ、事務局の方からご提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7 子ども・子育て会議について

会長

それでは次第7「子ども・子育て会議について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

それでは事務局より、次第7「子ども・子育て会議について」ご説明させていただきます。 前回会議の説明と重複する部分がございますが、今回の委員改選に伴い、改めてご説明をさ せていただきます。

それでは、資料1「東久留米市子ども・子育て会議条例及び運用基準」をご覧ください。本会議は、東久留米市子ども・子育て会議条例第1条にございます通り、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年8月に設置された合議制の機関で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関でございます。

また、子ども・子育て会議の委員の皆様は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する、特別職非常勤の地方公務員となります。本会議の目的は、市長の諮問に応じて、子ども・子育て会議条例第3条の(1)から(5)に掲げる事項を処理することでございます。これに沿って、事務局にて議題を整理いたしますので、議題の内容についてご議論いただくこととなります。

また、併せて会議の円滑な議事進行のため、会長の総理のもと、指名されてからの簡潔な 発言や、他の委員が発言する機会などにもご配慮いただきながら、ご意見をいただきたいと 考えております。

なお、議題に関する資料を委員の皆様からご提出いただく場合には、資料を事前送付する ために、原則会議開催の5日前までに事務局にご提示いただきますよう、お願い申し上げま す。

次に資料1、3ページには、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準として、委員要件の特例や傍聴の手続きなどが定められております。条例や運用基準に沿って、会務を総理される立場となる会長と調整を図りながら、適宜適切に対応してまいりますので、ご承知おきください。

次に資料2をご覧ください。平成31年度以降の議事内容をまとめたものとなっております。 資料にございます通り、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら、東久留米市子ども・ 子育て支援事業計画などにつきまして、審議を行ってきております。

次に委員の皆様の名簿につきましては、資料3として作成させていただきましたので、ご 参照ください。

最後に、今後の会議スケジュールについてご説明いたします。卓上にある黄色のフォルダー に青色の付箋が貼られているページをご覧ください。 令和5年度子ども・子育て会議スケ ジュールでございます。

本資料は前回会議でお配りし、説明をしている資料でございますが、今回、委員が改選されましたので、改めてご説明させていただきます。

今年度は今回開催以降、あと3回開催される予定となっており、内容は主に、市内の保護者の方に向けてアンケート方式で行う子ども・子育て支援ニーズ調査に関する進捗報告等となる予定です。

なお、子ども・子育て支援ニーズ調査については、この後の議題にて、アンケートの設問 内容についてご説明させていただきます。事務局からの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。私の方から少し補足をさせていただきます。今回新しい委員の 方もいらっしゃいますので、ちょっと丁寧に補足をさせていただきます。

まず資料1の子ども・子育て会議条例ですが、右側を見ていただくと分かりますように、 平成25年6月28日に条例が制定されております。

先ほど、私の紹介のときにも申し上げました、このページの一番後ろが、子ども・子育て会議が発足した最初のメンバーになっております。つまり平成25年6月28日条例が施行されて、その後8月にメンバーが招集されて、今に至っているということになります。よろしいでしょうか。

この子育て会議条例なんですけども、先ほど市長から諮問をいただきましたが、こちらの会議体は市長の諮問機関ということになりますので、基本的に市長から諮問いただいたものに対して、皆様から色んなご意見を伺うという建てつけになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それから資料2でございますが、平成31年、令和2年、3年、4年、5年と見ていただくと、平成31年は非常に会議が多かった年でございます。やらなければいけない議事内容におきまして、必要な会議を必要なタイミングで、基本的には設置しているという形になります。

もちろん新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありまして、令和3年、4年は比較的少ない開催になってございますけれども、必要に応じてしっかりと審議ができるように、事務局の方で取り計らっていただいてるということでございます。

それから青い付箋の資料、というお話があったと思いますけれども、今後の予定について 皆さんに改めてお示しいただいたところでございますが、この子ども・子育て支援事業計画 というのは、5年で計画を実行していくのですが、我々の委員の任期は2年なので、どこか のタイミングでズレが生じるんです。

前の委員がやっていただいたことを、どこかで引き継ぐタイミングがあります。これが例えば今回のような形です。ですので、新しく委員になられた方は、事務局の方からも丁寧なご説明があったと思いますけれども、とはいえ、これだけの資料ですので、一緒に考えて行っていただければな、と思っているところでございます。

私の方からは以上ですが、資料3の委員名簿等のところで、現職の役職名がお変わりになられたとか、別の表記が好ましい等ということがありましたら、この後事務局の方にお知らせいただければと思います。

私の方からの補足は以上でございますが、皆さんから何かございますでしょうか。この点は大丈夫ですかね。ありがとうございます。

8 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票(令和5年度版)(案)について

会長

続きまして、次第8「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票(令和5年度版) (案) について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

それでは、東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票について、ご説明させていただきます。資料4「就学前児童保護者用調査票(案)」、資料5「就学児童保護者用調査票(案)」、資料6「東久留米市子ども・子育て支援事業一覧」をお手元にご用意ください。資料4、資料5につきましては、1ページ目の下段にある問い合わせ連絡先について、事前送付した資料から変更となってございます。

また、資料6につきましても、表紙のデザインに一部修正を加えてございます。

それではニーズ調査票について、前回からの変更点を中心にコンサルティングから説明を させていただきます。

・コンサルティング

それでは私の方から調査票についてご説明をさせていただきます。資料4が就学前児童保護者用、資料5の方は就学児童保護者用となっております。

前回の会議で似たようなものをご提示させていただいておりまして、それは第2期に、今回は第3期になりますが、その時に使用したものをベースにお示ししていたところになります。前回の会議にて、委員の皆様方からご意見をいただきましたので、そのご意見をもとに諸々修正を加えまして、今回お示ししている調査票という形になっております。本日は、それらの修正点や変更点を中心に、ご説明をさせていただきます。

資料4と資料5があると今お話しましたが、大枠としての設問内容は同様のものになって おりますので、設問内容としてより多くのものが入っている資料4の方がベースとなります ので、資料4の就学前児童保護者用の調査票を例に、ご説明をさせていただきます。

資料の方、1枚跳ねていただきますと表紙があります。1ページ目ということでページ番号を振っておりますが、回答される保護者の方に親しみを持っていただけるように、イラストを加えております。イラストについては、それ以降のところでも設問の構成上、余白ができた場所等で適宜入れるようにしております。

前回の会議でご意見いただきました、外国人の方への配慮という部分につきましては、この1ページの下の部分に、「日本語が分からない方は子育て支援課にご連絡ください」と日本語で書いてあると思いますけれども、それと同様の言葉を、英語、中国語、ハングル語に翻訳し、その下に書かせていただいております。あと、問い合わせ先のところに英語で所管や直通を表記し、基本的に全ての言語を翻訳して作るのではなく、お問い合わせいただくといった形で、外国籍の方には対応していくという作りを想定しております。

調査票全体としては、国の方で定めておりますニーズ量を推計するための必須の設問というものがありまして、それを元にこの調査票は作成されておりますので、かなりボリュームがある調査票になっております。

また、細かく答えなければいけないような部分もありますけれども、前回と比べて、いろいろな部分を見やすく、分かりやすいように見直して、レイアウトや、先ほどお話したようなイラストも含めて修正しております。

フォントについても、最近ユニバーサルフォントを使うのが一般的になって来ております ので、その部分も全体的に修正をしております。

回答方法についてですが、2ページ目で記載をしておりますが、前回は郵送での調査でし

たけれども、今回は郵送に加えてインターネットでも回答できるという方法になっております。2ページ目に、どちらでも回答できると書いてありますけれども、インターネットで回答いただく場合は、調査票にURLが、今はダミーで入っておりますけれども、URLと二次元コード、ID、パスワードを記載する形にしております。URLを入力するか、二次元コードをスマートフォン等で読み取っていただくと、インターネット上の回答フォームが開きますので、そこで調査票に書いてある、ID、パスワードを入力していただくと、その方が回答できるという形になっておりますので、IDとパスワードで二重回答のチェックや、紙とインターネットの両方で回答が戻ってきた場合のチェックも行えるような形で、システムの方は設定を行って調査をいたします。

設問の内容に関わる部分で、少し変更が入ったところをご説明いたします。

16ページの問25で、ショートステイに関する設問がございます。この設問については、9月に国の方から、第3期の子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方という中で、先ほど、国の方で必須としている設問で構成されています、というお話をさせていただきましたが、第3期の調査の時にはこのように変更して下さいというような部分が出されておりますので、それを反映して設問の修正を行っております。

ショートステイについて「利用したい」理由の中で「保護者や家族の育児疲れ・不安」といったところを選択肢の中で「利用したい」理由のイのところに追記するということが、国の方の修正で出てきておりますので、変更しているところになります。資料5の就学児童保護者用でも同様の設問がありますけれども、そちらは問12で、同じ内容の設問を設けているところです。

同様に、少し飛んでいただいて設問としてはほぼ最後の23ページの問31です。こちらは、「子育てに関する情報を具体的にどのような方法で得ていますか」という設問です。これは必須の設問ではないのですけれども、今回追加した質問になりますが、前回会議の中で、ママ友・パパ友という、9番にある選択肢が少し人によっては少し分かりにくいのでは、というようなご意見もありましたので、「子育てを通じた友人」という括弧書きを加えております。就学児童保護者の方では、問17が同じ内容の設問になっております。

その他、国の方から9月に出されました通知に合わせて、他の設問の文言の方も細々とした修正を行いまして、現在の形で調査票の方をお作りしている状況になっております。

説明としては以上になります。よろしくお願いいたします。

• 事務局

私の方から補足がございます。資料6「東久留米市子ども・子育て支援事業一覧」は、調査票の設問中にある、子どもショートステイなどの事業を解説する補足説明資料となってございます。また、コンサルティングから説明がありました、第3期子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方(初版)につきましては、既に10月から11月にかけて、改訂版が発出される予定であると国から通知が来ております。今後、国から発出されるこうした通知により、ニーズ調査票に変更が必要となった際には、適宜反映し、調査を実施してまいります。調査の結果につきましては、適宜皆様に情報提供をさせていただきます。説明は以上でございます。

会長

事務局からご説明がありました。何度も言いますが、今回新しい方がいらっしゃるので、 そうですかと終わるのか、もう少し詳しく、というところもあるかと思いますので、私の方 からも補足をさせていただきます。

前回会議におきまして、○○委員などからですね、このニーズ調査票に関する中身を見ていただいて、具体的にこうした方が良いのでは、というようなご意見いただいて、反映した、というのが今のお話になります。

更に戻りますと、そもそも東久留米市はこういうニーズ調査に関しまして、基本的に国に 準拠しております。というのも、こういったものを市独自でバラバラにやりますと、全体の 統計等も比較が出来辛くなってきます。とはいえ、東久留米市独自のものも入れた方がいい よねという意見もあるので、少しですけれども、末尾の方に入れさせていただいているとい う、基本的な流れがございます。

こちらのニーズ調査票に関しましては、ランダムに2,000世帯にお配りしますということで、 ご承知の通り、東久留米市には外国人の方、外国にルーツを持つ方々も多くいらっしゃるの で、前回○○委員の方から、外国の方にもランダムなら届く可能性があるのなら、何かしら 合理的配慮が必要ではないか、というようなご意見がありました。

今のご説明にもあったように、全部英語にするのは大変ですし、お金もかかることでございますので、窓口について、主たる英語や中国語、韓国語で表記をさせていただいて、お電話をいただいた後、こちらの方からそれぞれの部署や課によって返答いただく、というような体制をとったということになります。ご理解いただけましたでしょうか。

これが資料5、6なんですけれども、本当に細かいところで言えば、ちょっと挿絵を入れたところもあるんですよね。できるだけ柔らかいイメージという所も含めて。

今日何度もお話させていただいているように、このニーズ調査は今回3回目ですので、今までに2回やっておりますが、毎回、こんなに多いのというご意見はいただいております。

ですが、今お話させていただいた通り、国に準拠した形でやるという基本的なベースがございますので、書いていただく方には非常に申し訳ないんですけれども、紙ベースで。ただ、今回に関しては、データでもできるようになったということで、少し前向きに、一歩進んだところをお褒めいただきたいなと思っております。

そういった時代のニーズに合わせた、ニーズ調査票のデータの取り方についても、積極的 に考えていただいているところでございます。

それも踏まえて、何かご質問やご意見ございますでしょうか。○○委員どうぞ。

委員

いろいろありがとうございます。ちょっと素朴な質問で、2,000人というところに調査されるということなんですが、私どもの幼稚園や、東京の私立幼稚園連合会委員もやらせていただいているんですが、アンケートの回答率は、忙しい共働きの方が増えているといったところで、段々回答率が下がる傾向にあるのかなと、何となくのここ数年の感触なんですけれども、要は回答数をどれぐらい得たいのか、見込みがあるかと思うんですが、2,000人で十分足りるような状況なのか、減った場合には追加をするのか、そういったところは何か検討されていることはありますでしょうか。

会長

ご質問としましては、有効回答数についてですね。今、手元に資料はございませんが、私は大学の教員ですので、どのぐらい有効回答数があれば良いか、というのが分かるんですけども、1回目、2回目とも、有効な調査ができる回答数、回答率が、こちらに戻ってきております。事務局の方で具体的な数字があれば、教えていただけますでしょうか。

• 事務局

参考までの数字となりますが、前回調査、平成30年10月19日から11月9日まで行われた就学前の調査については、有効回収率が53.7%となっております。また、就学児童調査につきましては、10月19日から11月5日まで実施されたものでございますが、回収率は69.9%となっているところでございます。

会長

非常に高い回収率、回答率だと思います。コンサルティングティングの方からも、この回答率について一言いただければと思いますが。

・ コンサルティング

回答率についてなんですけれども、結構ボリュームがある調査票でありながら、けっこう高い回答率ということになります。周辺の他の自治体でも同様の調査が行われておりますけれども、周辺の自治体の数字でも、大体50から60%ぐらいという、もちろん設問内容は国に合わせて同様の設問となっておりますが、いずれも高い回答率が得られております。その辺りはやはり、広く全市民を対象にするのではなく、保護者の方に絞った調査となっておりますので、関心が高いところにちゃんと届いている、ということの証拠だと思いますけれども、今回も十分高い回答が得られるだろうと思っておりますし、今回はインターネットを追加しているというのも、回答する世代の方には、比較的ヒットする手法になるのかなと考えております。

会長

○○委員、よろしいでしょうか。他に何かご意見、ご感想、ご質問でも結構でございますが。○○委員、お願いいたします。

委員

ありがとうございます。こちらの資料は修正を既に重ねられたということだったんですけれども、まだそういうチャンスはあるでしょうか。中身の記載について、少し意見があります。

私は仕事で、日本に働きに来ている外国人の方の支援事業をやっておりまして、自治体関連の書類が分かりにくいと、色んなところで意見を聞きます。

やさしい日本語を使うとか、いろんな工夫を各自治体や、受け入れている企業さんがやっていらっしゃるんですけれども、折角ここにこういう記載があるので、導線といいますか、これを読んだ人がもう少し問い合わせしやすいように出来るのではないかと思いました。「日

本語が分からない方は子育で支援課にご連絡ください」と書いてある下の連絡先が、ちょっと分かりにくいと思います。例えば英語のところは、Child Raising Support Sectionという言葉が下にもあるので照合はできると思います。でも、韓国語と中国語はないので、それを併記してあげるだけでも分かりやすくなると思います。

一番良いのは、電話はすごくハードルが高いので、メールにしてあげると、日本語で問い合わせが来る可能性もあると思います。QRコードで、メールアドレスをここに、と矢印を入れて、分からないは人こちらへ、と書いてあるだけでも、十分動線になると思います。そういう形で外国人の方も取り残さないという方針は、良いのかなと思いました。

もう一つはすごく細かいことなんですけども、これに回答する身として、4ページの問8に「宛名のお子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境すべてに〇をつけてください」という設問がありますが、「もっとも」と言われると1つなのかな、と思ってしまったので、一瞬迷う人がいるかなと思いました。仕事柄、そういう所はチェックすることが多いので述べさせていただきます。以上です。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ事務局の方でご検討いただきたいと思います。 他にいかがでしょうか。○○委員、お願いいたします。

委員

ありがとうございます。今の○○委員の意見、すごくいいなと思いました。私もメールはないのかな、と単純に思っておりました。

これを事前資料としていただいた時、私が最初に思ったのは、資料を出した時に資料4と5がぱっと見、全然区別がつかないんです。同じご家庭に4と5が行くという可能性は、ほぼないとは思うんですけれども、ヒューマンエラーなどが出ないように、4と5は見た目で区別がつかないものだろうかと思いました。

ページをめくっても、折角入れていただいた挿絵なんかも全く一緒なので、分からないな、 というのが最初の印象でございましたので、もし修正ができるのであれば、そういった部分 の工夫をすると、ヒューマンエラーを減らすことが出来るのではないか、と思いました。

あと、問い合わせ部分ですが、電話のところに、受話器のアイコンがあるんですが、非常に古いなと思いました。最近の若い人は、電話の形をこういう形だと認識していないということを、どこかで聞いた覚えがありますので、これは果たして使っていいものなのかと思いました。テレフォンならテレフォンと入れればそれでいいのかな、と感じました。細かいところで申し訳ございません。

会長

非常に素晴らしいご指摘だと、個人的には思っております。ぜひとも、両委員の方からいただいたご意見、今ここにいる皆さん、なるほどと首を縦に振っていらっしゃったようにお見受けしましたので、コンサルティングティング会社の方々と事務局の方で、可能な限り積極的な対応をしていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。まだこの後も次第がございますので、振り返りでまた気づい

たことは、後ほど言っていただければ結構でございますので、一旦次第8、資料4、5、6 については閉じさせていただきまして、次に移りたいと思います。

9 東久留米市こども家庭センター開設計画(素案)について

会長

次第9「東久留米市こども家庭センター開設計画(素案)について」に移りたいと思います。

事務局

それでは私の方から、東久留米市こども家庭センター開設計画(素案)についてご説明をさせていただきます。東久留米市では、改正児童福祉法に定められた、こども家庭センターの設立に向けた検討を行ってきましたが、この度、子ども家庭部でこども家庭センター開設計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施したところでございます。

この開設計画は、11月に庁内で計画を決定し、来年の4月開所に向けて準備を進めてまいります。本日は委員の皆様からご意見等ございましたら、よろしくお願いしたいと思っているところでございます。この、こども家庭センターですが、一言で申し上げますと、継続的に支援が必要な母子や要支援児童等を、児童福祉と母子保健の両面から一体的に支援するソーシャルワークの中心となる機関でございます。現在でも、子ども家庭支援センターがございますけれども、児童福祉については子ども家庭支援センター、母子保健については健康課保健サービス係と所管が分かれているところを、一体的に支援する機関として新しくつくるというものでございます。

では、計画の内容について概略説明をさせていただきたいと思います。資料をお開きください。3ページから5ページにかけましては、国の改正児童福祉法、それからセンター設置運営要綱(案)に示されました、こども家庭センターの形について、国の形を解説しているところでございます。

この中では、こども家庭センターは児童福祉と母子保健を合わせまして、一体的に支援を 行う機関であること。センター長、統括支援員、保健師、利用者支援員、子ども家庭支援員、 虐待対応専門員など、専門職を配置すること。また、新たにサポートプランというものを作 成していくこと、などを記載してございます。

6ページをお開き下さい。この計画の本体でございます、東久留米市こども家庭センターについて記載をしているところです。基本的な考え方といたしまして、国の設置運営要綱に沿ったセンターを設置すること。しかしながら一方で、まずは現状の人材を活用するという観点から、一部の人材については健康課との兼務とすること。またこの先、実態に応じて体制の見直しを図っていくこと、を記載してございます。

名称は、東久留米市こども家庭センターといたします。

設置場所は、わくわく健康プラザ内の2階にございます、集会室1という部屋を転用して、整備することといたします。場所につきましては、7ページに図面を示させていただいているところでございます。

関係条例の整備といたしまして、こども家庭センター設置条例を12月議会に提案する予定 でございます。この場をお借りしまして、子ども・子育て会議の委員の皆様にご報告をさせ ていただきたいと思います。条例では、こども家庭センターを滝山のわくわく健康プラザ内に設置すること、児童福祉法及び母子保健法に基づく、児童福祉事業及び母子保健事業を行うことを規定してまいります。

あわせて、新しいこども家庭センターに統合されることになる、現在の子ども家庭支援センター条例の廃止、そしてわくわく健康プラザ条例の中の集会室1を、新しくこども家庭センターとして事務室に転用するということも、この新しい条例の中で規定をしていくことを考えているところでございます。

さて、センターの組織体制でございます。課長職のセンター長、その下に3つの係を置きます。

1つ目、こども政策係では、統括支援員という職員を置き、児童福祉と母子保健を俯瞰的に見て調整していく機能、そしてセンターの庶務機能、新しいこども施策の調整・立案、計画策定などを行ってまいります。

2つ目、こども支援係は、現在の子ども家庭支援センターを移管し、一つの係として置きます。

3つ目、母子支援係は、健康課の母子保健事業と密接に連携し、主に継続して支援が必要な母子に対する保健相談及び指導を行ってまいります。この係の職員の一部は、健康課の保健サービス係との兼務ということになります。

この兼務と業務の切り分けの考え方でございますが、従来から健康課で行っております、 乳幼児健診などの母子保健事業については、健康課で継続して行っていく一方、その中で継 続的な支援が必要と認められるケースについて、こども家庭センターに引き継いで、支援を 実施してまいります。そのため、母子支援係の一部が健康課保健サービス係を兼務すること となっております。

最後に10ページでは、今後の準備の進め方でございます。開設の準備には、事務室の整備 工事の他、什器備品や、システムの導入などが必要となりますが、これには国の10分の9の 補助金を活用していく予定としております。

開設に向けたスケジュールでございますが、9月に計画案のパブリックコメントを実施、 執務室工事に係る補正予算の議会への提案、11月に計画の決定、12月に計画の行政報告、そ してセンター設置条例、工事費以外の開設準備に係る補正予算を3点セットとして、議会に ご提案。年明けまして、1月から工事、3月に移転作業といったスケジュールを考えている ところです。

最後に、この計画に係るパブリックコメントの実施状況をお伝えしたいと思います。9月 1日から22日までパブリックコメントを行いまして、この意見募集期間中に2名の方から2 件のご意見をいただきました。

内容といたしましては、1件目「こども家庭センターの設置は、子育て環境の改善に繋がる非常に良い取組である」という、個人の方からのご意見。もう1件は、「食の支援活動、困りごとのお手伝い活動、子育て講座の開催などでお手伝いをさせていただきたい」という、市内で関連事業を行っている方からのご意見でございました。

私からの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。改めてですけれども、この会議でこども家庭センターの設置を、 是とするか非とするか、という話ではございません。そもそも3ページにありますように、 市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならない、という国の通知がございます ので、それに従って粛々と準備を進めていく、という建てつけになってございます。

また、今、担当からお話がございましたように、こちらに関しては7ページにございますように、関係条例というものを作らなければならず、それを市議会にかける、提案するという順番をとっていき、さらに10ページにあるようなマイルストーンに従って進めていく、ということになっていきます。

今お話がありましたとおり、これまでやってきたものと、これからやるものとは、少しオーバーラップしたり、切り離したりというところがありますので、皆さん、それぞれお思いだと思いますけれども、切れ目がないといいますか、しっかりフォローできる体制を、人員配置も含めて作っていただきたい、というところになるかと思います。

その上で、皆さんから何かご意見がございましたら、頂戴したいと思います。もしくはこれに関してご質問がございましたら、どなたかいらっしゃいますか。はい、○○委員どうぞ。

委員

乳児のときから継続して注視していくことが必要な方たちを、こども家庭センターで引き 続き見守っていって下さるということなんですけれども、大体お子さんがいくつぐらいまで、 見ていくものなんでしょうか。例えばそこが年齢に達して更に大きくなっても、まだ継続的 な関わりが必要になった場合は、どうなるのかな、と思いましたので、その辺りをお聞かせ いただけると嬉しいです。

会長

事務局お願いいたします。

事務局

お答えいたします。対象者の年齢ということでございます。こちらは適用される法律に よって、変わってくるところがございます。例えば母子保健法に基づく母子の支援につきま しては、妊娠期から就学時前までがいわゆる母子保健法の支援対象になってございます。

また、児童福祉法で申し上げれば、これは誕生から18歳までということになってございます。今の建てつけといいますか、これまでの法体系の中では、18歳までが支援対象ということになっておりましたので、例えば児童養護施設等は18歳で卒業しなければいけないということがありましたが、この度、4月1日に施行されたこども基本法の中では、18歳という天井がなくなりまして、発達段階にあるものは全てこども、という定義になっていきますので、こども家庭センターについては、対象がこどもであれば、発達段階にあるものであれば、支援対象になっていく、ということが原則として示されているところでございます。

ただ、具体のこども家庭センターの運用ガイドラインにつきましては、今、こども家庭庁で検討を行っているところでございまして、12月には素案、来年3月にはガイドラインの決定稿が市町村に対して示されることになっておりますので、そこの新しい法律の適用の仕方

については、そちらを待ちたいというところが現状でございます。

会長

ありがとうございます。よろしいですか。今、担当からもお話がございましたけれども、こども家庭庁の動きを見ながら、市の方も連動していくということですが、前提としまして、資料7のトップページに、サブタイトルで、包括的な相談支援等を行うということなので、包括的に行う体制を強化していただくことに注力されるのかな、と思っているところでございます。

何かこちらの方でご意見ございますか。この辺り文言が分からないよ、といったところは ございますか。はい、どうぞ。

・委員

母子保健機能というところなんですけれども、この母子という言葉について、先ほど妊娠期から就学前のところを指すというようなお話があったんですけれども、妊産婦の方と子どもの支援ということであれば、この母子という言葉で問題はなかろうかと思うんですが、そこから先のことを考えたときに、父子はどうなんだろう、と疑問に思いました。

こども家庭センターという括りの中で、お父さんと子どもだけの家庭はどうしたら良いのだろうかということがありましたので、文言の中でのことなので、ここには父子も含まれていますよ、ということでも良いのかな、とも思ったのですが、ちょっとそこが引っかかった部分です。

会長

事務局お願いいたします。

• 事務局

母子保健法に基づく母子の支援というのは、母体および胎児、もしくは乳幼児に対する保健的なアプローチからする支援になっていくわけでございます。例えば、妊娠期の妊娠中毒や、出産後の育児ノイローゼなど、主にお母さんが困りごとに対面することにサポートしていくものでございます。

父子についても、育児ノイローゼ等は当然あると思うんですけれども、それも、母子保健のアプローチをする場合と、あとは子ども家庭支援センターとして児童福祉からのアプローチをする場合と、そういったところがオーバーラップする部分も出てくるのかな、ということも考えられます。実際のケースによって、それは変わってくるものだと思うんですけれども、それが今まで組織として縦割りになってたところが、両方とも包括的に包んで支援にあたるというところが、これから動いていく話ではございますけれども、切れ目のない支援に繋がるものだと考えております。

会長

恐らくですね、法律としては父子保健法というのはないので、母子保健法の中に包含していくという形です。委員がおっしゃる通り、当然のことながらお父さんがシングルファザー

で育てているところも当然ありますので、今担当の方からお話があったように、国も、それも含めて色んな文言を改正していく可能性は非常に高いかなと、今ご意見を頂戴したときに思ったところでございます。

もちろん、中の章というか内容としては、そういったことをしっかりと把握しながらご支援をしていくという、こういう理解でまずはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。また個別、具体にお話いただければ、何かしらの情報が出てくるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。ここまでで、○○委員、○○委員、何かご意見ございますか。

委員

大丈夫です。

委員

私も大丈夫です。

会長

では一旦こちらでこの議題を締めさせていただきまして、次第10「その他」として、報告等を事務局よりお願いいたします。

10 その他

• 事務局

それでは「その他」といたしまして、東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画の改訂につきまして、ご報告をさせていただきます。資料8をご覧ください。ここから10分程度、ご説明の方をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

東久留米市の保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画についてでございますが、こちらの計画は東久留米市子ども・子育て支援事業計画における、幼児期の教育・保育提供体制の確保を具現化するとともに、東久留米市財政健全経営計画(実行プラン)における、保育園への民間活力の導入を具現化するための計画として位置づけているものでございます。

本計画につきましては、令和5年8月に改訂いたしましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

計画の改訂の概要についてでございますが、市ではこれまで本計画に沿って、認可保育所等の施設整備や、公設公営保育園の民営化、民間化など、保育の提供体制の確保に取り組んできたことにより、現在子ども・子育て支援事業計画において、目標としている各年齢区分における保育の提供体制が、同計画の量の見込みを上回る状況となってございまして、令和5年4月1日の待機児童は生じておりません。

また、令和4年度には財政健全経営計画実行プランにおける公設公営保育園への民間活力 の導入を推進し、民間から提供される保育サービスへの転換を図る方向性から、本計画を改 訂し、改めて公設公営保育園における民間活力の導入の手法等について整理いたしました。 ついては引き続き、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、民間活力の導入の考え方 に沿って取組を推進し、公設公営保育園における民間活力導入の手法と対象園を示すため、 令和5年8月に本計画を改訂いたしました。

この度の改訂では、公設公営保育園への民間活力の導入については、令和8年4月より老 朽化の程度を踏まえ、ちゅうおう保育園を民設民営化し、協定により市町村と連携して、保 育事業を実施する公私連携型保育所へ移行する計画といたしました。

また、その他時点修正、文言修正等を行っております。

では改訂いたしました計画の内容につきまして、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず6ページ、第3章「保育サービスの施設整備」についてでございますが、施設整備計画の時点修正を行っております。公設公営保育園の定員の変更についても記載してございます。

7ページをご覧ください。令和6年度、一番下のところになりますが、はくさん保育園、 はちまん保育園の0歳児の定員を3名減員。3歳児、4歳児、5歳児の定員を、それぞれ1 名増員する計画となってございます。

続きまして9ページ、第4章「公設公営保育園への民間活力の導入」につきましては、11ページ(2)民営化計画にて、ちゅうおう保育園の民営化の計画について記載しておりますので、ご説明させていただきます。

公設公営保育園への民間活力の導入については、老朽化の程度を踏まえ、ちゅうおう保育園を選定いたしました。また、保育ニーズと提供体制の均衡を図れるよう、民設民営化により、民間活力を導入することとしております。民営化に当たっては、ちゅうおう保育園の土地、建物を無償で貸付、譲渡することにより、設置主体にインセンティブが働き、協定により市町村との連携が明確となる運営形態である公私連携型保育所といたします。

公私連携型保育所に移行することにより、協定による多様なニーズに応える保育サービス、 病後児保育、その他インセンティブに見合う事業者からの提案による事業の実施や、事業者 による施設の老朽化への対応が図られます。

公私連携型保育所への移行は、事業者の選定や引継ぎ保育の実施期間を踏まえ、保育士等の退職者数を勘案し、令和8年4月とします。

12ページをご覧ください。事業者選定についてでございます。事業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定いたします。

公私連携型保育所の運営法人については、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった、多様な法人から選定が可能とされており、豊富な保育業務経験を有し、既存の保育サービスはもとより、新たなサービスを迅速かつ柔軟に提供できる事業者を選定するため、幅広く事業者を公募します。

次に、公私連携型保育所における協定についてでございます。公私連携型保育所に移行するにあたり、市と事業者間で公私連携型保育所の運営等に係る協定を締結いたします。

協定により、ちゅうおう保育園の土地を無償貸与、建物を無償譲渡することで、これまでの民営化によって可能となった20時までの延長保育、0歳児の産休明け保育、一時保育等保育サービスや、病後児保育、その他インセンティブに見合う事業者からの提案による事業の

実施が可能となります。

また協定により、国や東京都の補助金などを活用して、事業者が建て替えを行うことにより、施設の老朽化への対応といった課題の解決が図れます。

公私連携型保育所へ移行後は、事業者が定期的に第三者評価を受審することにより、保育の質の向上を図ります。

スケジュールについてでございます。スケジュールにつきましては、令和5年度にちゅうおう保育園の保護者への周知、令和6年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定・決定。令和7年度に引継保育。令和8年度に、公私連携型保育所への移行となってございます。

建て替えにつきましては、原則として令和11年度に工事に着手とさせていただいてございます。

13ページをご覧ください。移行後の市の対応についてでございますが、公私連携型保育所に移行後も、事業者に対し定期的な報告を求め、運営状況を把握します。

また、移行後、一定の期間、保護者、市、事業者の3者による意見交換の場を設け、課題 が生じた際には課題解決に向け、調整いたします。

実施計画の改訂についての説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。まず、前提といたしまして、これは次第「その他」になりますので、まずはこちらの資料はよく読んでおいて下さい、という建てつけになります。ただその上で、これまでの3期、4期のこの委員会も、本来は冒頭申し上げた通り、市長の諮問に対して我々の中で諮問内容を議論するということが前提になるんですけども、やはり委員の中ではこういった民営化活力の問題について、どうしてもご意見を述べたいということを、この委員会としては妨げることなく、ご意見は頂戴したところでございますが、委員会としてこの公設民営化活力の是非について問う場ではございませんので、この点は改めて確認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちら資料8について何かご質問、またご疑問等ございましたら、今私が申し上げたところ以外で、ご発言いただければと思いますが。もう少し読み込む必要もあろうかという資料のボリュームですので、また改めてこの委員会後でも結構ですので、ご質問等ございましたら事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

それでは事務局から資料はないと思いますが、追加でお願いいたします。

• 事務局

もう1点ございまして、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第19号の施行に伴い、児童福祉法および子ども・子育て支援法の改正が行われたことにより、引用法令の条ズレが発生する東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について、今後必要な対応を図ってまいりますので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

会長

ありがとうございます。ちょっと今、専門的な用語が出ました。条ズレというのは、新し

く法律が改定されますと、それに紐づいて何条の何項がズレてきますよ、ということでございます。これは国に準拠して、粛々とやっていただければと思います。

議題等、その他も含めて以上となりますが、今日初めてご参加いただいた方の中で、〇〇 さんはまだご発言がないところですので、内容というよりも、もしよろしければ今日の会議について、何かお感じになったことでも、一言いただければと思いますが。

委員

普段から、ここは市としてどうなってるのかな、という素朴な質問、すぐに回答が欲しい わけではないような疑問が、今日の会議の資料の中にたくさん明記してございまして、こう いうことだったんだと思いました。あと、保護者様からのご質問に答えるのに、参考になる ような資料をたくさん目にすることができて、とても助かりました。

会長

ありがとうございます。今後はぜひ、助かるところから更にステップアップしていただいて、専門的な知見からご意見いただければと思います。○○委員も大丈夫ですか。副会長、大丈夫ですか。

それでは最後に、次回の日程の確認をしたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

11 閉会

• 事務局

次回の日程についてでございますが、次回の開催は12月下旬を予定しているところでございます。内容につきましては、子ども・子育て支援ニーズ調査に関する進捗などになる予定となってございます。詳細につきましては、追ってご連絡をさせていただきたいと思います。 以上でございます。

• 会長

ありがとうございます。それでは、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。 以上をもって閉会とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上